

平成29年（行ク）第263号 文書提出命令申立事件

（本案事件 平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件）

申立人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

相手方 国（処分行政庁・外務大臣）

意見書

平成31年1月17日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

外務大臣

河野 太郎



監督官庁は、平成30年12月5日付け意見聴取書に対し、以下のとおり意見を述べる。

また、本意見書では、御庁平成27年（行ウ）第700号日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件（以下「基本事件」という。）及び平成29年（行ク）第263号文書提出命令申立事件において、被告又は相手方が用いている略語を適宜用いる。

第1 意見の要旨

「(平成27年)6月25日 外務省日米地位協定室事務官岡田悠季（以下「岡田事務官」という。）が、ナサンN. フロスト日米合同委員会事務局長（以下「フロスト事務局長」という。）に対し、本件文書2の開示請求があったこと、別件訴訟において国が本件文書2と同内容の文書を証拠提出していることを説明し、日米合同委員会の議事録の開示に同意しないとの米国の立場に変更はないかを尋ねるメール」、「(平成27年)6月26日から30日 岡田事務官及びフロスト事務局長との間」でやりとりされた、「本件文書2の開示について意見及び情報の交換」を内容とする「メール」及び「(平成27年)6月30日 フロスト事務局長から岡田事務官に対し」送信された、「本件文書2の開示に同意しない旨の米国の立場が示された」内容の「メール」については、いずれも、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当し、提出義務は認められないと思料する。

第2 本件各対象文書は、民訴法220条4号ロ所定の文書に該当すること

1 民訴法220条4号ロ「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」の意義

民訴法220条4号ロに規定する「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう（最高裁平成17年10月14日第3小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

そして、「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である（前掲最高裁平成17年10

月14日第3小法廷決定)。

2 本件各対象文書が「公務員の職務上の秘密」に該当すること

本件各対象文書は、いずれも、外務省職員が、米国政府職員との間における公にしないことを前提としたやり取りが記載されているものであり、公務員が職務上知り得た非公知の事項であることは明らかである。また、国家間の交渉過程については、当事国間で合意がない限りは非公表とするのが国際慣習である上、本件各対象文書については、現実により取りの相手方である米国政府が、「在日米軍と外務省間の内部でのやりとり（本件では電子メール）を公開することは、将来の在日米軍と日本政府の関係省庁（本件では外務省）との間の内部調整に萎縮効果をもたらし、在日米軍の安定した駐留を阻害する、(中略)米国は、在日米軍と外務省間のやり取りの記録の全てについて、日本の裁判所への証拠提出に強く反対する。」などとして開示に強く反対しているのであるから（基本事件における乙第26号証）、これが提出されることにより、米国との信頼関係が損なわれ、公務の円滑な運営に支障を来すこととなるため、本件各対象文書は、実質的にも秘密として保護に値するものであることは明らかで、公務員の職務上の秘密に関する文書に該当する。

したがって、本件各対象文書は、いずれも、民訴法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書」に該当する。

3 本件各対象文書が「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」に該当すること

本件各対象文書の提出には、次のとおり多大な弊害が伴う。すなわち、本件各対象文書は、互いに日本国政府・米国政府の各担当者が公にしないことを前提とした率直かつ忌憚のないやり取りが記載されたものであって、公にされることは想定されていない。しかも、本件各対象文書の内容は、各政府の意思決定権限を持たない一担当者間でのやり取りにすぎないものであるから、このようなやり取りの情報や表現が常に各々の所属する組織の最終的な意思を体現したものとして発信されとも限らない上、最終的な意思決定に至るまでの一部の情報の断片が公にされることにより、意図しない誤解や憶測を生むほか、当事者に不当な精神的負担を与え、今後の同様のやり取りを萎縮させ、迅速かつ忌憚のない意見交換を妨げ、日常の日米間の内部調整を伴う外交事務の処理が著しく停滞することとなる。その結果、安全保障協力における米国との信頼関係が損なわれるおそれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれすらある。さらに、米国政府は本件各対象文書の開示については不同意との立場を貫いており、これを公にす

るという事態になれば米国との信頼関係が大きく損なわれるのみならず、国際社会における日本の信頼が低下し、あらゆる国際関係において交渉上の不利益を被ることになりかねない（基本事件における乙第24号証、乙第26号証）。

そして、前記2のとおり、米国政府が、日米間のメールでのやり取りを公開することについて、「日本の裁判所への証拠提出に強く反対する。」などと、現実述べているのであるから（基本事件における乙第26号証）、前記のおそれが、抽象的なものにとどまるものではなく、現実的かつ具体的なものであることも明らかである。

したがって、本件各対象文書は、いずれも、民訴法220条4号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」文書に該当する。

4 結語

以上のとおり、本件各対象文書は、いずれも、民訴法220条4号ロ所定の文書に該当する。

以上